

公益財団法人北海道精神保健推進協会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人北海道精神保健推進協会（以下「本会」という。）の定款第15条第1項及び第30条の規程に基づき、本会の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

2 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第2条 役員及び評議員が会議に出席し、又は業務に従事したときは、日額による報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は別表に定めるところによる。

3 所長等使用人兼務の理事に対しては、使用人の職務の対価として別に定めるところにより、給与等を支払う。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が会議に出席し、又は職務に従事するために旅行したときはその旅行に対し、費用弁償として公益財団法人北海道精神保健推進協会旅費規程に定める旅費を支給する。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は評議員会の議決によるものとする。

(補 則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道精神保健推進協会の設立の登記のあった日から改正施行する。

別表

区分	報酬（交通費含む）
評議員・理事・監事	日額 4,600円

[備考]

札幌在住の役員・評議員にあっては、報酬3,700円+交通費900円とする。
ただし、上記以外にあっては実費交通費を支給する。